

東京都児童福祉審議会・第3回専門部会 審議要約

(平成12年6月7日開催)

欠席の委員は3名、出席は15名。

資料説明

説明者1 福祉局子ども家庭部計画課長 田村初恵

- (1) 説明資料 1 第3回専門部会行政側名簿
- (2) 説明資料 2 第3期東京都障害者施策推進協議会・中間のまとめ
「新たなサービスシステムの構築に向けた基本的考え方について」
- (3) 説明資料 3 児童相談所における研修、見学、実習等の状況
- (4) 説明資料 4 児童福祉司の調査活動
- (5) 説明資料 5 子ども家庭支援センターのリーフレット
- (6) 説明資料 6 子どもの権利擁護委員会のリーフレット
- (7) 説明資料 7 調査活動（ある児童福祉司の活動状況）
- (8) 説明資料 8 これまでの主な議論の整理
- (9) 説明資料 9 第2回専門部会の審議要約

説明者2 福祉局児童相談センター虐待対策課長 芦田真吾

(資料なし) 虐待対策課の職員構成について

意見聴取(資料7)

足立児童相談所 児童福祉係長 富田洋子

開会

○部会長 お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

前回は三鷹市のすばらしい実践を聞き、全都の子ども家庭支援センターがそうなら問題はないのかと思えるのですが、必ずしもそうっていない。児童相談所とのかかわりをどうするかが大きな課題になっており、今日は足立児童相談所から、児童福祉係長に来ていただいておりますので、ご報告をいただきたいと思います。その前に、前回、質問、ご意見がございましたので、その説明等を事務局にお願いしたいと思います。

○子ども家庭部計画課長 資料2は、本年3月に出された障害者施策の再構築の報告書です。長期的な展望で基本的な考え方、取り組まなければならない課題をまとめています。

資料3は、児童相談所の事業概要に載せている研修、見学、実習等の写しです。

資料4は、一口に相談と言っても簡単な受け答えで済むものがある一方、大変困難で、長時間にわたる手間と苦勞を伴うものもあり、単純な件数ではないという業務量の問題があり、児相の事業概要から、平成6年度と10年度の実績を児童福祉司の総数106人で割り、一人当たりの相談状況の平均値と調査活動回数、主な作業内容等を示しました。10年度における福祉司一人当たりの新規相談件数は、年間約151件。実勤務日数を230日と仮定すると、平均して3日に2件の新規相談があります。下の表は新規相談の再計。被虐待5.5、外国人5.2件で、急激な増加がわかります。次ページ2は、新規相談の福祉司一人当たりの調査等の活動回数は、1日3.4回、3の表は継続した指導が必要なケースの調査活動回数で、1日平均3.8回実施。訪問活動には、これに要する往復の時間と経過記録等が必要で、多くの福祉司は時間がとれないため、家で作業をしている状況です。

4は、厚生省の児童相談所運営指針にある児童福祉司の職務内容で、5は、児童福祉司の主な仕事内容を載せております。後ろに、福祉司の事務処理について主な様式を示してございます。結構書類を書く作業が多いということがおわかりかと思えます。

次のページは、業務量について困難さなど量れない部分があるのですが、これは柏女先生が中心となり調査研究をされた「平成8年度児童相談所専門職員の執務分析」から関連性の多い部分を目安として抜粋しました。全国レベルの調査で、職種相談内容により、業務の比重も異なることがわかれると思えます。指数は、心身障害者の相談1件に要する時間を1時間とし、他の相談状況を調査により判断、全職種の平均した数値になっています。

資料5は、子ども家庭支援センターのリーフレット。都が作成し、都内全域に配付。これはソフト事業で、中核的な部分である関係機関との連携による地域の子どもの家庭の支援部分がわかりにくい、実施区市町村においても認知度が十分でないという意見を踏まえ11年度末に作成。配布先は各子ども家庭支援センター、児童相談所、センター事業を開始していない区市町村、保健所、民生児童委員等で、PRに努めているところです。

資料6は、子どもの権利擁護委員会のリーフレット。事業は平成10年10月に発足し今、試行期間です。事業開始の年度末に中学生以上に配布した経緯があり、今回は小・中の教員をはじめ、各関係機関の職員へ配布し、カードは小学校4年生から高校生まで、学校を通し配付しております。

資料7は、今日お越しいただいた児童福祉係長の福祉司としての主な活動状況で、後ほど本人から、活動についてご説明があるかと思えます。私からは、以上でございます。

○部会長 続いては、芦田虐待対策課長、よろしく申し上げます。

○虐待対策課長 虐待対策課の児童福祉司の任用は基準で申しますと、第1号が1名、第2号が4名、3号の医師はなし、4号が1名、第5号は1名という内訳です。職種は、事務職が3名、福祉職が4名。年齢構成は、50代が4人、40代が2人、30代が1人。平均年

齢が47.9歳になっております。

○部会長 前回、子ども家庭支援センターの報告を聞き、児童相談所の業務についての話が出て、これから実際の活動状況を聞きたいと思います。資料4を見ますと、この限りでは頑張っていると言えますが、前回の意見で、頑張っているが外から見えない、どこかにそこ（齟齬）がないか。それがどこから来ているのかを明らかにしないと、これからの検討課題も見えてこない。話を聞いた後、ご意見をいただきますが、大変お忙しい中、来ていただきました足立児童相談所の児童福祉係長です。よろしく願いいたします。

○足立児童相談所児童福祉係長 私は、去年児童福祉司に係制ができ、児童相談センターから異動し1年たちました。平成10年度に児童相談所のあり方検討委員会があり、そのメンバーだったときの資料を使います。今の話のように、福祉司の仕事が外から見えないという議論が出て、自分の活動を外に示すにはどうしたらいいのか考え、その頃11月だったので、自分の活動を書面にしました。例えば、旅行・出張命令簿、職務日報、受理簿等、様々な帳簿類があり、それをもとに自分の動きを簡単にまとめた活動状況です。

11月、新規9件、10年度全体で新規は184件の受理ですが、たまたま11月は非常に少なく、調査内容もまとめやすい状況ですが、これをもとに活動状況を説明したいと思います。その裏は、9月、10月、11月、3カ月分の動きをまとめたもの。緊急で一時保護や、駆け込み相談が入ったのは一々書き込んでいないので、抜けている部分があります。平成10年度の新規受理は184件。平均で月15件ぐらい受けていた。11月の新規受理は知的障害相談で愛の手帳。それが2件。これは、新規相談と、再判定があり、一度手帳を発行した後も2年ごとに相談する状況があり、それも含め面接と心理判断で手帳発行業務は終わります。ですから、受ければ大体助言終了で終わる流れになっています。

養護相談が2件、うち1件は施設措置。1カ月たっても処遇が決まらないうち未処理という言葉を使いますが、継続的に相談にのっていたのが1件。性格行動1件。親御さんからの相談で、1～2回で大丈夫となれば、助言終了で1件。2件のうち1件は未処理。

非行相談も1件。1カ月1～2回の面接で終わるのが主。その他も色々あり、家裁からの調査依頼、嘱託調査など、親御さんからの相談ではないものもあります。終了したのが1件。11月にはそのまま継続していたのが1件という形の処理です。

繰越未処理件数30とあるのは、11月以前の未処理がずっと続き、残ったのが30件。11月は、その30件の仕事と、新規9件を抱え39件の相談状況で色々動きます。30件の未処理を抱え、11月末まででどう処理したのかが隣の数字。同じように知的障害2養護相談4、措置1は虐待。これは4月か5月に抱えた被虐待で、入院していた困難ケース。医師、親、親戚などに係わりを継続的に持っていて、なかなか処理ができなかった。

処理ができず3カ月抱えている場合は、きちんと会議に出し、協議しなければいけないので、期間内に処理できないケースは、たぶん2回ぐらい処遇会議に上げていると思う。

性格行動1、非行もその他も4で12件。39件の中で12件を処理し、残り27件をそのまま12月の繰り越しで抱え、さらに12月に新規ケースがプラスされ受け持つ。

11月の処遇会議にどう提案したかという点、措置ケースが虐待含め養護の2件、それを処遇会議に提案した。助言ケースが養護1件。これも長く持っている場合は、協議することになっているので、協議で1件出した。毎週水曜日は処遇会議

調査活動状況は、新規9件のうち、訪問し児童に会ったのが1件、保護者が1件、その他の人が2件。所内面接で児童に4回、保護者8回、その他4回、合計16。その他は、電話が9割以上で、電話や手紙が、保護者に13回。その他はほとんど関係者。学校の先生、幼稚園、親戚の方など29件。新規受理9件のうち62回はそういう動きをした。

新規の動きだけでなく、措置は「持ちケース」という言い方で、ずっと継続していますが、11月時点では84件。施設入所中の児童ですが、訪問調査が7回、保護者14回。所内面接が保護者2回、その他2回。電話・手紙は12回、施設職員とのやり取りが45回合わせて75回。新規9件と今まで持っているケースの合計は、137件

所要時間はもっと細かいのですがまとめました。例えば、訪問でどのぐらいの時間がかかったかは、出張命令簿と職務日報などを基に一件一件出した。11月は勤務136時間42時間を訪問に費やし、所内面接36時間、その他が58時間になりました。

4番は、新宿の百人町、大久保、高田馬場、早稲田、落合など担当地区のまとめです。

係長業務があるので、多くの児相は係長の担当を減らし、足立もほかの福祉司より30%か40%近く削っています。足立のほかの児童福祉司と対比すると、少ない担当数だにご理解いただきたいと思います。地域差が非常にあると思います。新規受理だけで、去年の4月から3月までの1年間の合計が142件。知的障害が38件、手帳や特児というのは手当ですが、その関係が28件、27条1項3号は施設入所で6件、あとはその他。これは一般的な相談で助言数。全体から言うと27%。あとは重身施設の入所待機手続が4件。重身施設への緊急入所は17件で1週間から2週間。ダブる利用が出てきます。

この辺が地域の特徴かと思います。多分他の児相に比べて、養護相談が少し高いのかと気にしています。被虐待は20件。ちなみに足立児相は、11年度は150件の虐待通告を受け、10年度はたしか29件。11年度は150件という虐待の増加があります。被虐待20件の中で、28条の申し立てが1件。施設入所、27条1項3号が3件。継続指導にしたのが1件です。あとの数字は助言で終了しているということです。

養育困難は、通常はお母さんの家出、病気など、いわゆる養育できない相談が25件。そのうち27条1項3号施設入所になったのが、5件。これが32%。

性格行動は、学齢以上の年齢のお子さんで、子どもが落ちつかない、言葉が乱暴とかの親御さんからの相談で12件。そのうち2件を継続指導にして、通所や訪問というかわり。ほかの数字に出てこないのは助言処理。しつけは、学齢前のお子さんの同じような相談。チックとか、それこそミルクの飲みが少ないから始まって、よく泣くというご相談を受けます。そういうのが5件。そのうちの1件が継続指導。

非行相談が10件。このうち身柄通告が1件、書類通告が1件。さらに施設入所になったのが1件。触法通告は書類ですが、2件あったということです。

新宿担当のときは、不登校相談が多かったが、足立は不登校相談が少ない印象。この中で、継続的な指導にしたのが1件。その他は、今まで申し上げた相談内容に入らないのをまとめています。その合計が142件。そのうち措置にしたのが20件、継続指導にしたのが7件。さらに11件は一時保護で、平成11年度の受理の状況です。

新規だけやっているわけではなく、持ちケースがあり、11年度末では80件。これは月により動きがあります。大体80前後と考えていただき、このケースを持ちながら新規相談にのります。裏に日程を載せたのは、平成10年11月頃の継続している動きを見やすいようにまとめました。どこの児相でも毎週水曜日午前中は処遇会議。児相センターは金曜日の午前中がチーム協議。児相センターはチーム制をとっており、チーム協議があります。水曜日と金曜日は必ず、定例的にそういう会議が入っております

これは、見方を説明したほうがいいと思うのですが、9月1日「面接・知」は、午前中に面接、「知」は知的障害の方の面接。午後「タイ国懇談会」は、私は外国籍児童問題のプロジェクトの一員なので、タイ福祉局の方がお見えになり、懇談会をしました。

2日、「課会」は月1回必ずやっていて、それが終わればすぐ面接。「教」は教護の意味。その日は、3時ぐらいからの面接。「面接・養」は養護の相談。その下の「教育センター協議」は、この頃、話し合いを求められており、話をしに行った。「養護の一時保護」が7日にあり、面接を午前中にして、一時保護は午後。火曜日「あり方検討会」参加。翌日水曜日の処遇会議が抜けていますが、午後はすぐに、養護、教護の面接。4時半ぐらいまで面接。10日も午後2回入っています。ですから、事務处理的なものは、全部その合間にやっつけざるを得ないということです。

9月は、面接の合間に施設から言われ、施設訪問をし、児童と会わなければいけないということもあります。三者協議といって、児童委員、学校と定例的な会議にも出たり、プロジェクトの外国籍の問題で中国大使館を訪問したりというのも入っています。会議があるので、面接は午後2件いれざるを得ない予定になっています。

9月の最後、センターの福祉司だと春・秋2回、実習生を受け入れ、実習生を指導しながらの訪問・面接という業務があります。30日、「面接・虐待、性格」とあり、これは3件入っています。午後養護相談、虐待、性格行動の3件。1時からずっと面接を入れざるを得ない

10月最初の日も面接が午前と午後で4件。虐待の面接後、すぐ教護、次養護の相談をして、次に性格行動の面接をする。その合間に緊急一時保護。こうなるとお昼休みに御飯なんか食べられませんから、その合間に一時保護をする。10月も同じように大使館への訪問、一時保護、面接も朝・昼、外国籍の会議がずっと立て続けにあるのがおわかりだと思います。家裁から調査の打ち合わせの仕事もある。

「面接・知」、午前中に知的と養護と2回の意味。大体9時に来ていただき、次は11時

に来ていただくやり方。水曜日は定例的に処遇会議。

10月も2件、3件の面接が重なり、私が私的に入院しなければいけないのをずっと延び延びにし、ついに入院したのです。実は外科の手術ですが、抜糸しないで退院し、医者がちゃんと何日と説明してくれなかったし、私は3～4日のつもりの休暇で、面接を予定し、仕事の合間に抜糸をしてもらった。比べていただくと、11月は新規受理がないだけ少し白いところがあると思うのですが、それでも面接が2、3回入っていると思います。

一応感想ですが、新規が多くなると来所面接が主になり、午前、午後1回ぐらいの面接でないと事務処理ができなくなる。もちろん行政人ですから、その都度書類処理がある。だから、面接すれば、必ずその面接の1枚だけではなく、書式も面接記録票から、児童票も1、2、3、施設措置になると4まで。そんな書類を全部作成しなければいけない。経過記録もある。電話を受けても、どういう話をしたのか全部記録しなければいけない。行動すべてを書式で表すことになっていきますので、受ければ受けるほど時間が足りなくなりほとんどの福祉司がそういう思いで対応している。ケースワークに時間をとられれば、事務処理ができず、処理がおそくなる。そして何をやっているんだというふうになる。

行政人ですから、自宅に持ち帰っての処理がいけないのはわかるのですが、多くの福祉司は、自宅でやらざるを得ないという実態。私も自宅でやるのは、とんでもないという信念を持っていたのですが、ここ数年はどうしても自宅でやっている。恥だと思うのですがやらざるを得ない。残業も今の都財政の中では許されていませんので、いかに時間内に能率よくやるかは、至難の技と感じております。

面接も、来所・相談の意思がある方なら、どんなに忙しくてもいいのです。しかし、昨今は意思のない方に、相談しなさいと働きかけ、訪問するわけです。

誰もが感じる実態として、現在も数件抱えています。2～3日前も罵詈雑言を浴びてきた。意思がある方には、どんな困難でも仕事の意気込みがあるのですが、訪問し、物が飛んでくるとか罵詈雑言、「くそばばあ、何しに来やがった」から始まるが、それでも行かなければいけない。もちろんおどしもある。「外に出れば交通事故もあるからな」とか「上から物が落ちてくることもあるからな」なんてことも言われますが、もういい、相談しないというわけにはいかないですし、笑顔でやると「何笑ってんだ」なんていうこともあり、耐えて耐えて、ストレス解消は非常に少ないのではないかと思います。

面接でも意思のない方は、ティッシュが置いてあれば投げつけ、いずに座っていれば、テーブルをけ飛ばすのは、日常茶飯事。そういうストレスを常に抱えながらやっている。

休日だからといって安心もできない。問題があれば呼び出しはかかる。子が無断外出すれば、夜中でも自宅に連絡が入る。夜中の対応も実態としてあります。色々なことを抱えながらやっていますが、今申し上げたことも外からは、なかなか見えにくい現実だろうと思います。それを見えるようにするには、どうやればいいのか、私もよくわかりません。ですから、皆様のご批判はきちんと受けとめ、私たちもこうやっているということは、やはりきちんとお話しさせていただきたいと思っています。以上でございます。

○子ども家庭部長 この日程表で、もう少し補足をしてもらいたい点がございます。

○児童福祉係長 最初の説明で、外国籍がふえている説明があったのですが、新宿百人町あたりを歩くと4人に1人は外国人で、相談も非常にふえてきていると、平成8年ぐらいから感じていて、9年に具体的に福祉司のほうで研修や勉強を兼ねて立ち上がった。それが現在プロジェクトとして続いております。この外国籍の場合は、オーバーステイのお母さんが、未婚、水商売でお子さんを産んで育てられない。親がいる場合はまだいいのですが、産み捨てでいなくなったり、知人に託して姿を消してしまう相談が、非常にふえています。子どもの出生届けさえもしていないというケースが、最初は非常に多かったです。

それらの対応に慣れていず、気の毒だと思ってお子さんを預かってしまうと、親が翌日から行方不明。ここにいますと言ったところにはいず、どこへ行ったかわからない。親のパスポートの写しもない。子どもは出生届けもない。そうすると、子どもがいるにもかかわらず、子が法的には何の保障もされない状況に置かれている。福祉司は乳児院に預けながらその子を抱え、出生からかすかなつてで、その子がどこで生まれたかを調査する。

実例は、福井で生まれた子を、ようやく福井の産院を見つけ、医者に申述書、証明を出してもらい、福祉司が区役所にその子の出生届けを出しに行く。しかし、区では、医者の届けは申述書で、どこの誰だかわからない。すぐに戸籍をつくってくれるわけではなく、法務局では、受理伺いになり、延々と時間がかかり、簡単には日本戸籍もくれず、かといって他の国籍もくれない。今大使館とも私どものプロジェクトでいろいろ折衝しており、福祉司が色々な書類を携えていくことで、タイの場合は、ようやく出してくれるような状況になった。タイ大使館領事といろいろな協議を重ねた結果、お母さんが行方不明の場合は自分の国が見ます、タイ国の子どもはタイで育てるということを盟約し、実例として、親が行方不明になった子どもをタイへ返した。この辺も全く前例がないので、手探りで勉強しながらやっているというのがあります。非行で困難ケースになると、それこそ今、キレタ少年の例もあり、児童通告で来ても、ナイフで刺すようなお子さんをすぐ処遇というのも難しく、家裁への送致をしたりしています。

児相のケースで、年齢的に家裁での看護措置を取られた後、どのように児相がかかわってきたか等を家裁の調査官と処遇を決めるのにやり合う例はたくさんあります。

また、去年から係制ができ、足立児相も虐待ケースが一拳に5倍以上増えたが、虐待の受理の仕方で、少し福祉司としては肩の荷がおりたのではないかと思う。今までは個人が受け個人で考え、会議に出すまでの時間があった。週に1回の処遇会議の席で、受理会議もしますが、係制ができてから、虐待は係長を含め、その場での協議が1年かかって根づき、ほかの相談所でも、直ぐの協議が、係制でうまくいくようになったと思います。個人で抱えると、自分の責任という思いが強い。もちろん隣の人に相談すればいいのですが。それが個人で抱えず、係・組織で協議という体制ができた。心理、所長、相談係の関係者を含め、その場で

協議を持てるようになった。ちなみに足立児相で去年1年間で協議をした数は、処遇会議とは別に135回のケース協議をやっています。福祉司としては、自分だけで考えないで協議していくというのが、できているのではないかと考えております。

さっき三者協のお話もしましたが、虐待ケースがふえ、児童委員との連絡が非常に密接です。虐待通告は突然ですが、福祉司が、今説明したような業務を抱えながら、すぐには動けない実態。5分後に面接で、親がもう来ているのに通告だからすぐ動けといっても、実態は難しい。そういう場合は、地域の主任児童委員に電話で情報を集めてもらう。学齢の子であれば学校に連絡して、情報をもることがスムーズで、児童委員も意識ができており、児相からの連絡を受け、すぐ動く状況が、去年ぐらいからある気がします。そういう面では主任児童委員から地域の児童委員のお力をかなり得ているのかと思います。

連携で福祉司が訪問できないというより、児童委員の訪問が顔を知っていていいかと。よく顔を合わせるといふケースが結構ある。児童委員にきっかけをつかんでいただき、児相につなげることもやっています。児相に相談を向ける状況になれば、家庭との関係もスムーズにいくのですが、虐待の多くは、「何しに来た」というのがほとんど。係制ができ他の担当ケースでの一緒の訪問も、何度となくやっておりますが、決して快く迎えてはくれません。だれが通告したとか、虐待なんかしていない、そんなことで一々来ないでと怒鳴られるが、それでもかかわらなければならない。児相は、虐待の認識だと意志を伝えながら、家庭と仲よくしていくのは、非常に困難。その家庭に入り込むのは至難の業ですが、あきらめずにやらなければいけないとは思っております。

○部会長 ありがとうございます。昭和62年に児童福祉司になられて、品川、児相センター、現在は足立児相相談所で係長をされていますが、聞けば聞くほど厳しい状況がよくわかりました。社会的に求められる機能とのずれがあるのかないのか、先ほどからの課題のようです。さて、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○虐待についてはずい分工夫がなされて、児童委員のお話を伺い、心強い。最近の新聞の高校生、中学生たちの家庭内暴力とか、閉じこもりケースで、特に単身の家庭などは、親も子も動くことができない状態があると思う。私は弁護士ですが、結局児相の相談を受けましたかとお紹介したりもするのですが、そんなケースの扱い方はどうなのでしょう。

○児童福祉係長 年齢にもより、先月も家庭内暴力の相談を受け、保護しましたが、果たしてそれが実態としていいかどうか。家庭内暴力のお子さんを親が連れてくることは不可能ですので、私どもは警察にお願いし身柄通告では受けました。

本来はきちんと時間をかけ、昔だったらケースワークでしょうが。そのケースは家庭内暴力で小さい弟や妹に対しての首絞めがあったり、包丁を突きつけることがかなり出ていて、警察に頼む以外ないだろうと判断し、前から相談を受けていたので保護した。中学2年生で

したから保護できたと思います。高校生だったら、果たして保護できるか疑問。高校生ぐらいの子が来れば、私も警察に相談したらどうですかと言わざるを得ない。連れてきなさいというのは、やはり難しいという気はいたします。

○私が聞いたのは、暴力のひどい家庭では、親子と一緒に家にいると大変危ない。高校生になると親が逃げ、家は子どもだけで、友達の溜まり場になっている。親は逃げているが子どものことが心配で、誰かに見て欲しいと質問を度々受けます。逃げなさいというとき誰か見の人がいれば逃げるが、逃げることもできない。そこは兎相の仕事ではないか。

○部会長 「事実は小説より奇なり」で難しい問題なのでしょうね。そのところがわかるようにしていかないと、本当に見えてこないんでしょうね。

○私も外から見て、兎相に受けとめてもらえないことが不満だったのですが、4月から子ども家庭支援センターに入り、毎週福祉司とお話するようになると、本当に大変で、皆さん継続で80件持っていて、月に10件ずつふえていく状態。病院で虐待のケースがあり、兎相につないだら、やくざ絡み。「土下座しろ」と怒鳴り込まれた。一つは、身の安全をどう保障するか。特に虐待通報で、こちらから出向かなければならないケースがふえており、その辺が大きな課題。もう一つ。きょう兎相にお願いしたいケースがあったが保護所が満杯の通達。養護施設もほとんど満杯。この事態をどうするか。お願いしたいケースは、緊急一時保護とかそういうケース。これからふえることはあっても、減ることはないと思う。既に満杯の状況をどうするかというのもお聞きしたかったです。

○部会長 相談に来てくれた人はいいが、発見や通告等のその後の支援のあり方、それがファミリーソーシャルワークの大きな課題。どういう資源を多様に持てるのか。資源の1つの一時保護所自体が十分ではない。既存施設でいいのかも。どんな資源とかかわりを持ってばいいのかも明らかにしないと問題は解決せずどこが悪いといっても始まらない。1つの連携で主任児童委員が頑張っていることで、私ども制度をつくった者としては、大変うれしい。先ほどの話で、「持ちケース」は、継続的に支援をするケース、「未処理」は、書類等整わないものなど、言葉の使い方が統一されないとわかりづらい。持ちケースの中で常時継続的にかかわるのは、どのぐらいなのかを出していかないと、中身がわかってこない。自分が担当し、児童養護施設に措置したのも持ちケースと言ってしまうのか。かなり継続的に面接し支援する意味なのか。その辺が業務量として外に見えてこない。

○児童福祉係長 持ちケースは、措置決定での施設入所や、継続的指導が必要なケースとして処遇会議で決定した自分の担当件数。84件というのは、措置入所で終わるのではなく、入所後、施設職員からの相談が、ずっと続いている意味。「未処理」は、新規に相談を受け、

施設入所にするのか、指導ケースか、それとも2回、3回面接して親御さんの心理判定をして、それで終わりにしていいのか。その処遇を決め兼ねている形。

○部会長 だとすると、その中に施設入所の部分と、そうでない部分が2つに分かれる。それに未処理ケースがあり、プラス新規と、大きく3つと考えていいんですか。これに継続と言っている部分は、事実上は持ちケースに入っているということですね。一般的に持ちケースは、福祉司一人当たり80ケースぐらいで、新規は月に10件前後は最低あり、支援方針が未定で言わば観察関与の過程のケースがあるということなんですね。

○児童福祉係長 80の持ちケースですとあまり多いほうではないと思います。足立は3けたが何人もいる。年200ケース新規で受けた実態があり、これは多くないという例。

○部会長 かつて福祉事務所の現業員が何ケースぐらい持ち、職員定数をどうするかの問題が出て、歴史をさかのぼった。その考え方を導入する際、ニューヨーク市の福祉行政が1つの目安になったようです。大体福祉司はどのくらいのケースを持てばいいのかも、整理をしなくてはいけない。人口10万に1カ所の基準自体だっておかしな話になる。そういう論拠を数量的に出さないと予算が取れない。大変だと言ったって、どこも大変だと言っておしまいになるので、どう数量化するか少し検討する必要があるかもしれませんね。

○かなりご苦労されていると感じました。例えば施設措置でアフターケアされるのですが、評価は、どうされているのか。統計上あるのかどうか。処遇経過を書く欄がありますが、その辺でお書きになるのか、別様式なのか。結果をどう評価し、統計の数字があるのかどうか。昔は教護院、今は自立支援施設ですか。制度が変わったと思いますが、入所後の子どもはどんなケアか。授業参観とあるがその辺をどう連携をされているのか。

○児童福祉係長 評価は、具体的にどういうことをするのか基本にあると思うので、それが何か表になっているとかはないと思う。我々も悩みはそこで、やったことがどう評価されるのか、目に見えないのが福祉司の仕事かと。その辺はどなたかが、お話ししていただければと思うのですけれども。施設入所後のアフターケアとおっしゃいましたが、我々は、アフターケアではなく新たな仕事の始まりと考えています。施設入所後の処遇を、施設と一緒に考えていくのが福祉司の業務。表でもわかると思うのですが、施設入所後のかわりは非常に多い。特に最近、虐待の場合、月に1回は心理職が訪問、福祉司も一緒に行き、心理的ケアなど、ここ2~3年かなり動いています。授業参観、運動会参加もその一環で、施設入所後、どういう生活で、子どもがどう変わっていくのか。そのあたりをきちんと把握し、施設職員と協議して、今度は家庭引き取りに向けての作業や、ケースワークをしなければいけないわけですから、入れたら終わりではない。新たな支援の業務だと思う。その評価もだ

れがとなると、その辺私はわからないのですけれども。

○部会長 今回の問題は、「持ちケース」という言葉を使っているけれども、事実上継続指導に該当するケースということですよ。継続指導に該当する中から、施設に措置された子どもの場合もあれば、在宅で継続指導をしている場合もあるということですよ。

○児童福祉係長 持ちケースには、施設入所と在宅で指導するケースがあります。

○部会長 その辺の言葉もわかりやすく言わないと、仲間うちで、通称「持ちケース」と言われても、一体何かと。施設入所ケースは職員と共同で支援方針を立て援助しており、入所の措置決定でおしまいではないということが、わかるような言葉で共通理解していくことも大事。「心理さん」との発言があり、心理さんはどこにいるのか、実は心理判定委員のこと。仲間うちだけで通用する言葉ではなく、対外的にわかりやすく、何を業務としているのかが見える語句もつくっていかないと、児童福祉司の中身は見えてこないかもしれない。大変大事なご意見だったと思います。

○児童とは18歳未満ですよ。18歳になりそれ以降のアフターケアですが、その辺が切れてしまうわけではないんですよ。その辺がわからない。

○部会長 18歳以降の問題。

○児童福祉係長 施設入所は18歳で切れます。高校生は、卒業の翌年の3月で措置は解除となっているが、ここ2年ぐらい前から、自立困難の子どもは、自立援助ホームへの措置ができましたので、20歳までは措置を続け指導していくようになっております。

○部会長 前の児福審でも、そういうふうに自立援助ホームで20歳ぐらいまで、あるいはもっと延ばさなければいけないという論議したところですよ。

○児相センター次長 経過に対する評価の話があり、精いっぱい考えて結論を出していますが、果たしてこれでよかったのか、世間の賛同を得られるのか常に心配しています。それをどう評価するかはこれからの問題ですが、非常に重要だと思っています。児相の今年度の運営指針の最初に、開かれた児童相談所と大きく出し、都民や相談者からの要望や苦情に対し、誠実にこたえ一生懸命やろうと思います。このような場所で、私どもが率直にお話しすることも1つですし、別の部会で、困難ケースについて、皆様方にご意見をお聞きすることもあります。私どもの努力に対する皆様方の評価は非常に大事ですので、引き続き前向きな評価をいただきますよう、頑張っていこうと思っています。

○医療機関と児相は関係が強いわけではなく、児童相談所は、相談業務をするところだと思ったら、今お話を伺い本当にびっくり。福祉司になる人がいなくなるのではないか。いつ、どこで危害を加えられるか、命まで奪われるかもしれない状況でも、身の安全が保証されないわけですから、それで非常に驚いた。警察にということにためらいがあったようですが、警察との連携をどう考えているか。今社会問題になっている幾つもの事件は、親が必死に訴えても、それは家庭の問題とって警察が取り合わず、結局は問題が大きくなり、不幸な事件になった。児相が絡んでいるのもあったと聞く。早い段階に警察が介入し何か処置ができたなら不幸な出来事にならなかったのではないか。17歳の少年が色々な事件を起こすわけですから、18歳未満は児相だといって、身の危険を感じたって不思議ではなく、警察を介入させるかどうかをどうお考えなのか。

私がアメリカに4年間滞在したとき、子どもがギャーギャー夜泣きしていたら、直ちに警察が飛んできて、これは虐待だと。夜泣きといっても納得しない。それは近所の通報。すぐに警察が飛んでくるので私はすごく驚いた。母親がちょっとショッピングで子どもを車の中に入れ鍵をかけて行ったら、子どもがギャーギャー泣き出した。周りは黒山の人ばかりで、警察がきている。母親が何分もしないで戻ったら黒山の人ばかりで警察もいる。警察関与をすごく印象づけられた。虐待にもっと警察が関与し、福祉司の身の安全を図りスムーズに事が運べるようにできないか。警察介入は学校もすごく嫌がりぎりぎりまで入れない。それで不幸が起こる。児相と警察のかかわりがどうお考えなのか伺いたい。

○児童福祉係長　そこが本当にこれでいいかと悩みながらやっているところ。事例をお話しした中学2年生の子は、継続的に担当福祉司、私、心理もかかわり、家庭にいと家庭内暴力がひどくなるので保護しようと、私たちの力でやっていたのです。警察にお願いするのは、自分たちに力がない、できないから頼んでいるという思いがどうしてもある。自分たちできちんと保護したかったのに、警察に頼まざるを得ない状況が、ためらった言い方になっている。1カ月余りすったもんだをして、警察にお願いした。すったもんだを省きすぐ警察にお願いし、保護すればスムーズにいったのではないかという考え方もある。そうすると、子どもとのケースワークで、今後もずっとかかわりますから、警察を呼んで引っ張られたという子どもの思いを考え、ぎりぎりのためらいがあるということ。けれども、包丁を突きつけるとか、首を絞める、これはもう限界。そこで決断したのですが、すぐ右から左に警察へ行っていいのかと。ぎりぎりをどこで判断するかというところを大事にしながら、やっていくしかないのかと思います。

17歳の高校生で、アパートを借りて親が出ていった事例もあった。実態として、福祉司が訪問し、あけてくれれば万々歳。かかわれるかというところで、児童委員にも情報を流しながら、家の中にたむろして、何か危ないというのであれば、警察のパトロールをお願いする。パトロール中におかしな状況があるなら、警察に覗いてもらうようにするが、そういう

助言は、自分にできないからという罪悪感、ためらいはよくあります。

○部会長 ソーシャルワークをどう考えるかが問題。なり手がなくなるという話で、自分から希望されたようですが、他は無理やりの人事異動か。福祉職で、初めからソーシャルワークをやりたくて希望したのか。昔、福祉事務所にはいろいろな危険手当がありました。福祉司はどうなっていますか。福祉司だけが危ないのではなく、児童委員等もみんな危ないので、事実だけ教えて下さい。どのぐらいが希望で児童福祉司になっているのか。

○計画課長 希望の統計はとっておりませんが、意欲と情熱を持ち、ソーシャルワークができる人物を人事異動の中で。最近、若く意欲のある人を優先し、任用しております。

○部会長 そこはファミリーソーシャルワークで、問題の1つ。どういう人材で、どう対応し、援助していくか。危険手当のほうはないですね。

○児童相談センター次長 実態として、これまではベテラン職員をあてる任用方針で、福祉の経験のある係長級の職員をあてていた。昨年次席、主任というそれなりの行政経験があり資格を持っている者。庁内公募というところまでは行ってないですが、意欲、希望のある人で、主任で30歳前後の職員、次席で35歳ぐらいの職員を今年から多く入れています。各児相に2～3名ぐらい中堅、若手を昨年から任用する方針に変えています。

○106人の福祉司で、社会福祉司の国家資格を持っている人は何人ですか。

○子ども家庭部計画課長 今日は資料がありませんので。

○部会長 ファミリーソーシャルワークシステムと同時に、その担い手がどんな生きがいを持ってやれるかということですね。今の話を聞くと大変なことがわかってきました。

○児童相談センター次長 今警察の関係で児相が苦渋の決断をした話をしたのですが、増加する児童問題が、質、量とも深刻化し増大しております。これを従前通り児相が全部抱え解決することは、正直困難です。楽をしたいからではなく、子どものよりよい環境をどうしたらいいか、専門家、学校、警察、福祉事務所、民間団体のお力をいかにしてお借りするかが大事と考えております。このような会議もその一環で、期待しているところですが、警察も含めた公的機関、民間との連携・協力関係をさらに進めたいと思っています。

○私の心配は、身の危険を感じ、意義ある仕事だと考えてやる人がいなくなること。腰が引けるとファミリーソーシャルワークを立ち上げて、なり手がいない。ここで解決する問題では

ないのですが、日本ではパトカーが来ると、大変な犯罪が起こったような感じを持つ。なるべく警察は介入させたくない。身の危険があるので、連携で動く警察との関係がとれないか。最近の新聞は、本当に警察の失態ばかり。いくら訴えても取り上げてくれないことのみ。すぐ出てきて、身の安全を保障する警察なら、児相との関係もうまくいき、ファミリーソーシャルワークも立ち上がるのではないかと思う。感想です。

○部会長 それは事例も含め、どういう連携を持つか積み重ねていくしかないですね。

○実際に警察に依頼するケースは、平均でどのぐらいあるのか。対応で、庶民からだとなかなか依頼を聞いてくれず事件になっている。機関を通せば、警察はある程度きちんと対応してくれるのか。介入する場合、さっき14歳、15歳の子どもの例がありましたが、親が手をつけられないと警察に依頼するのか。子どもがある程度の年齢になり、手がつけられなくなるのか。関連して、怖いおどしがあったという話がありましたが、おどしはかなりあると思うのですが、命の危険になった場合、福祉司に嫌がらせの電話とか、何かそういうようなことが、実際のケースとしてあったのかどうか、その辺を教えてください。

○児童福祉係長 新宿での事例ですが、実態として動いてはくれます。頻繁ではなく、外国人絡みのケース。お金で4歳の女の子をいたずらできるうわさが広まっていたケースがあり地域との連携をとっていた。ボランティアから夜7時に連れ去られた連絡が入り、私は自宅にいたのですが、すぐ警察に話した。それこそ証拠は全くなかったのですが、「児童相談センターの児童福祉司」で依頼。5～6人の警察が動き、結果的には午後10～11時、遅い時間帯に子どもを保護してくれた。何の証拠もなく、間違った情報ならとんでもないこと。状況によりきちんと動いてくれる。家庭内暴力とか、学校内で暴れるケースなどは警察に依頼。実態的に統計はとっていませんが多分十数件。足立児相でもあり、決して動いてくれないということではない。被虐待で施設入所したケース。暴力を受け、逃げて放浪し、公園で夜を明かすことが多い児童で、ぜひパトロールしてほしいと警察にお願いし、発見・保護したこともあります。被虐待で、訪問するたびに罵詈雑言を浴び、手近にあった物を投げつけられながら何回も訪問した例もある。もちろん親は承諾せず、警察の力で保護したのがあります。殴られたのがあります。言っていないかわからないのですが所長が職員をかばい、鼓膜が破れたというのがあります。虐待の親がどなり込んできて、足のついた灰皿を投げつけ、職員にあざができた。あざができる程度は何件かあります。私もよくけ飛ばされてあざができます。鼓膜が破れた時はもちろん治療されたと思いますが、あざですから治療まではいかないが、実態としてはあります。

○児童相談センター次長 先日、二人の女性の福祉司が、突然思い切り相手の男性から殴られた。横に警察官がいたので取り押さえたらしいのですが。

○児童福祉係長 テレビが投げられたというのもあります。

○先ほど主任児童委員が、地域でいくらかお役に立っていることを聞き、うれしく思いました。私たちも行き届かないながらも地域を担当しているので、日常からまちのおまわりさんと親しくしています。高齢者もたくさん住んでおり、ひったくりも交通事故もある。

この前アパートで、夜になると子どもの泣き声がするという訴えがあり、そこを通る人が何回か聞いた。私たちも証拠をつかめず、近隣の児童委員と交番に言いました。パトロールの際はこの家に気をつけてと依頼することで、お互いに情報を共有し、プライバシーを守りながら、連携する。社会資源を上手に使うことを、日ごろから心がけております。生活保護でも怖いケースが相当あります。ケースワーカーもいきなり首を絞められたりすることが実際にあると聞いているので、訪問する際は複数で、必ずケースワーカーとともに行くとか、地域に児童委員がおり、その人が家庭を訪問するのが本来ですので、ケースの内容によっては最善の方法を考えて、対応しているというのが現状でございます。

○部会長 ありがとうございます。児童相談所の特に出リーチをすればするほど、児童委員のかかわりの条件をどうするかとか、本当に大きい問題ですね。

○現場の苦労はよくわかるのですが、スタッフのクライシス対応はきちっとやってからしか出てはいけないと思う。銃を持ち込んだ可能性のあるクライアントに、だれが対応し、どこに座って、どう逃げるかをシミュレーションし、それからしか会えない。トレーニングなのです。メンタルヘルスの場合は、目の前で自殺されることもあり、そういう形ではスタッフに対するトレーニングのレベルがずいぶん違うと思う。もう1つは、ネットワーク療法、例えば担当警察官だけではなく、署長と契約を結び、18時から翌朝5時までには電話をいつでもかけるが、対応が可能かと、こちらの援助計画を全部ばらします。対応を考え、緊急対応をしてもらう。事例で動くことはしていない。そういう意味では、ネットワークシステムの欠如かと思う。

もう1つは、児童の問題は精神保健、精神医学の分野を外してできないと思う。精神保健分野の人たちに、対応から全部聞かないといけないと思うので、精神保健分野のスーパービジョンを導入しないと、燃え尽きてしまう。児相だけではなく、今児童の担当者は全部燃え尽きています。それがいわゆる閉じこもり、家庭内暴力ですが、それは症状から出ているものと、家族力度から出ているものなので、ケースワークでなく、ソーシャルワーク的にアプローチしたほうが良いと思う。部会長がおっしゃったように、ソーシャルワークをなんとかするか、ファミリーソーシャルワークを、そういうケースマネジメント的なものにするのか、それ以上のことをしていくのか、負担はすごいと思う。トレーニングを受けてしか、そういうケースには応じられないはずですが、そうはいかないようです。

○部会長 実はそこが問題。児相はどちらかといえば措置事務をやる場所、それに関する相談はするが、仕組みは完全に限界だと思う。新しい行政組織と新しいソーシャルワークのシステムをつくる発想を持ち込まない限りいくら児童相談所が何とかと云って問題は解決しない。障害者の場合も同じ。精神保健、精神障害者の問題も、同じことが出てくる。高齢者は実際にそうになっていて、行政の皆さんはまだわかろうとしていない現実。既存の枠組みでは無理。今日の児相の話では、アウトリーチで玄関をあけてくれるかどうかわからない。アメリカなら銃を持っているかもしれない。そういう危機的な状況の中では、介入せざるを得ず、それをすぐ警察にと、単純にはいかない。我々は、その前の段階で対応しなければいけない。子ども家庭支援センターであれ、在宅介護支援センターであれ、障害者の自立生活支援センターであれ、これをどうソーシャルワークが展開できるシステムにするか最大の問題。特に外国人の子どもの問題で、ソーシャルワークをどうするかは、既存の福祉体系ではとてもできないはず。今それが抜けているところに大きな問題があるとぜひ考えて欲しい。制度の中で適応できるかどうかは、一般行政で、少し訓練すればやれますが、やれない部分が出てきていることに、どれだけ関心を持っていただけるか。これはソーシャルワークの視点をきちんとわかっているか、わかっていないかの違い。子どもの分野にそれは非常に強く出ている。児相の話は、大事な問題提起をしてもらえたと思う。連携という言葉も、そんな気楽なことではなく、深刻だと思います。ファミリーソーシャルワークをどうつくっていくか。一般行政職の人事異動でやったら、バーンアウトしてしまう。相当スーパービジョンを受けない限りやれない。ぜひこの機会に検討いただき、今の児相を守るのではなく、大事にしながら、都民が抱えている問題にどうこたえていくか、そこが今の問題だとしてご理解いただきたい。

○連携システムも必要だと思うが、意識面でも垣根を越えなくてはならないと思う。例えば警察に行ったとき、指導力不足みたいな白い目があるのではないかと、問題が非常に深刻になってから警察沙汰になることがあるような気がして。

○心理判定員はどうなっているのか。情緒障害あるいはパーソナリティ障害に近い子どもたちの心理療法をしてもらえるなら、一時保護しなくても、継続的なケアをしてもらえると思うケースは結構ある。児相を見学したとき、すばらしいプレイルームがあり、プレイセラピーの道具もありましたので、その辺の取り組みをお聞きしたかったんです。

○部会長 今後、事務局と相談したいと思います。ありがとうございました。整理してほしいのは、「持ちケース」をどうするか。継続指導をしているケースには、施設入所と在宅があり、おのおの何ケースぐらいか。未処理件数は、月にどのくらい出るのか。新規相談は。これから通告はますますふえ、通告があったときに、アウトリーチしなくてはならない部分

があるのでは。新規は、ある意味では向こうから来た部分。こちらから発見し、ニーズキャッチしなければいけない部分もあるのではないかと。その4つぐらいの枠組み。未処理あるいは措置を中心にやっていたが、継続指導の件数とアウトリーチの件数の困難さが、非常にまわってきているということがクローズアップされないと、福祉司の業務の困難さは見えてこないと感じた。その資料が欲しい。

もう1つ。説明事例だと、不登校が平成11年度は6件。区全体の平成11年度における不登校のうち、児相への相談件数がどのくらいあるのか、ニーズキャッチという視点では意外と大事なのかもしれない。閉じこもりの問題は何かということから始まっていない。そこにきちんと継続指導、心理療法も含めて援助があれば、実は問題解決できたかもしれない。診断やサービスを利用できるかどうかの従来の措置事務的なことをやっていたのでは、不登校問題に対応できない。教育相談センターの対応でつながらないのか。区全体の不登校で、児相がどうかんでくるのか。アウトリーチはどれだけできているのか。資料がどれだけできているのかぐらい出していかないと、問題が見えてこない。住民や関係者が求めているのは、その辺のフットワークのよさと全体の母集団をどう意識しニーズキャッチしているかということと思う。その辺の資料があれば、次回にお願いしたい。そういう発想なんだろうと考えています。子ども家庭支援センターも、そういう発想でニーズキャッチも含めてやってほしいという論議だったように考えております。では、おしまいにさせていただきますが、最後に事務局から。

○計画課長 熱心なご議論ありがとうございました。次回は6月28日とご通知を差し上げていますが、事務局の都合で、6月28日を変更させていただきたいと思っております。

○部会長 ちょうど6月28日は都議会が始まり、事務局が対応できないということで、ご了解いただければと思います。

今日はお忙しい中、足立児童相談所の児童福祉係長さん、本当にありがとうございました。頑張っていると大変よくわかりました。また、難しい問題があり、我々児童福祉審議会で行っているファミリーソーシャルワークという考え方をもち込まなければいけないのが実感できました。心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

閉会